

畜産業用倉庫、畜産業用車庫以外の畜舎等の場合

様式第一号（第六十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

|            |   |
|------------|---|
| ← 20cm以上 → |   |
| 15cm<br>以上 | 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済<br>( A 構造畜舎等 ) |
|            | 認定年月日・番号      令和6年5月1日      第〇〇〇号         |
|            | 認定した者      □□県知事 畜産 花子                    |
|            | 認定計画実施者氏名（名称）      農水 太郎                  |
|            | 備 考                                       |

(注意) ( ) には、「A構造畜舎等」、「B構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。